― 個人情報の取扱い ―

1. 当校では、業務上必要な範囲で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得いたします。
2. 当校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用し、その他目的に利用することはありません。
   ・当校で実施する免許取得のための教習を実施するため
   ・当校で実施する講習、認定教育を実施するため。
   ・当校が行う、ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽ、各種ｲﾍﾞﾝﾄ、ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ及び交通安全講習会等の開催案内等をお知らせするため。
   ・顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メール等の方法でｱﾝｹｰﾄ調査を実施するため。
3. 当校は、お客様の個人情報を法令に基づく場合を除いて、第三者には提供いたしません。
4. 当校は、保有する個人データについて正確かつ最新のものに保つよう努め、個人情報の漏えい、紛失物が無いよう万全を尽くしています。また、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務委託を行う場合においても委託先等に機密保持業務を課すなど、個人情報の管理監督にも務めています。
5. お客様の個人情報の開示（確認）または誤った個人情報の訂正、追加、削除などをご希望される場合は、当校の定める書面にて受付いたします。
   その際、ご本人であることを確認できるもの（運転免許証等）をご用意ください。なお、開示に際しては、1件につき400円＋消費税を手数料としてお支払いいただきます。
6. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先は、次の通りです。

   トヨタドライビングスクール東京『お客様相談係』　東京都立川市羽衣町1丁目３－５　　電話　042-526-3551

― 入校誓約 ―

① 入学後の車種変更は出来ません。（MT車→AT車・普通二輪→限定二輪除く。但し事務手数料がかかります。）
② オプションプランのご購入は入校時のみとなります。入校後のプラン購入及び変更はできません。
③ 入校後は、トヨタドライビングスクール東京に定められた規則を守って教習を受講していただきます。
（万が一、違約があったと判断された場合は退学となる場合があります）
④ 入校申込書に記載する内容は間違いなく記載してください。間違いから生じる各種申請の遅れ等、不利益を受けることとなる場合があります。
⑤ 教習原簿を紛失した場合は全ての教習を最初からやり直す場合があります。
また当校から外への持ち出しは厳禁となります。
⑥ 技能教習及び検定等の予約取消しは、定められている方法で行われない場合、キャンセル事務手数料が発生します。
⑦ 教習中・送迎中に発生した事故等により死傷した場合は、「自動車損害賠償責任保険」並びに「当校が加入する任意保険」の定める範囲内での賠償となります。但し、自動二輪車及び原付技能教習中に転倒などの自損事故で負傷した場合の医療費は自己負担となります。
⑧ 以下の事由により被害に遭った場合は、当社は責任を負えません。
   ・お客様の故意又は重大な過失、あるいは、教習規則や指導員の指示に従わなかったために発生した事故に起因する損害。
   ・自動二輪教習中や原付教習中における転倒などの自損事故。
   ・構内において教習時間外又は自由行動中の事故。
   ・盗難、疫病
⑨ 降雪・天災地変・火災・官公庁の命令・流行病その他不測の事態（車両や設備等の故障を含む）により教習業務及び検定業務を中止する場合があります。
⑩ お客様あるいはインストラクターの急な体調不良（教習中の事故等含む）により教習等が継続不可能となった場合は、その教習は無効とし、改めてやり直す事となります。
⑪ 最初の教習（学科教習1番、学科免除の方は最初の技能教習）を受講した日からすべての教習を9ヶ月（各種審査は3ヶ月）以内に修了しないと教習実績が全て無効となります。
⑫ すべての教習（2段階効果測定除く）が修了した日から3ヶ月以内に卒業検定に合格しない場合はすべて無効となります。
⑬ 卒業証明書の有効期限は、発行日から1年間（各種審査は3ヶ月）となり、期限を過ぎた場合は無効となります。
⑭ 仮免許の試験は満18歳以上にならないと受験は出来ません。尚、仮免許証の有効期限は6ヶ月となります。
⑮ **途中退校の際、納入した費用は当スクールで定めた下記規約に従って返金致します。**
   イ）　入校後1時限も教習（ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ・適性検査除く）を受講していない場合は、事務手数料として3万円＋消費税を申し受けます。
   ロ）　ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ・適性検査のみ受講された場合は、事務手数料3万円＋消費税の他、適性検査料を申し受けます。
   ハ）　学科教習番号1番（原付以外の免許所持の方は技能1時限目）を受講した場合は、未消化分の技能教習及び技能検定にかかわる費用のみの返金となります。
   ※安心パックは適用されません。また、技能未消化分とは規定時限から実際にご乗車した分を差し引いた技能教習の残数となります。
   二）　仮免許学科試験受験料及び交付申請料を入金後、未消化の場合は返金致します。
   ホ）　入校時に入校者様が費用を持参した場合は入校者への返金となります。但し、振り込みにて教習費用を企業負担でお申し込みされた場合、返金金額は支払い元の企業へ送金いたします。
   へ）　18歳未満の方はご本人と親権者の双方に確認が取れ次第、ご返金手続きをさせていただきます。
⑯ 入金後1年を経過して教習を開始されない場合は、退校の手続きをさせていただきます。
⑰ 自己都合、期限切れ等で退校の際に払い戻される費用がある場合、退校日及び期限の切れた日から1年を経過した場合は払い戻しができません。

トヨタドライビングスクール東京